

## 研究主題

### 特別支援学校高等部における家庭科授業のあり方

#### ～知的障害や肢体不自由の各障害に応じた効果的な指導について～

**要約** :特別支援教育体制になり、障害種ごとの指導だけでなく、生徒の多様な実態に対応できる専門性がより一層求められるようになった。勤務校は、知的障害と肢体不自由の総合特別支援学校となることが決まっている。家庭科授業において肢体不自由と知的障害(障害の程度が軽度)を併せ有する生徒、知的障害(障害の程度が軽度)の生徒を対象に、先行研究、実態調査、授業実践を通して、よりよい支援や指導内容、指導方法について考察した。その結果、小学校、中学校、高等学校の家庭科も把握した上で生徒の実態に応じて内容を精選することが効果的な指導となるとともに、生徒の特性や生活経験に合わせて目標や支援を考えることで、主体的な家庭生活を送ろうとする実践的な態度を育てることにつながる事がわかった。

**キーワード**:特別支援学校 高等部家庭科 障害特性に応じた指導 知肢合同

## I 主題の設定理由

### 1 特別支援学校の現状から

特別支援教育では、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するため、様々な障害種に対応することが求められている。障害種別の盲・聾・養護学校制度から、複数の障害種に対応できる特別支援学校への転換が可能となり、石川県でも肢体不自由部門・知的障害部門をもつ総合特別支援学校が平成18年に開校し、勤務校も平成22年に同様の学校となる事が決まっている。

### 2 特別支援学校高等部における家庭科指導の経験から

肢体不自由特別支援学校の一部の生徒は、検定教科書を使用しているため、教師も教科書を参考にしながら年間指導計画を立ててきた。しかし、肢体不自由の状態によっては生活にかかわることに介助が必要であったり、生活経験が少ないため、実感を伴った学習になりにくい面がある。

一方、知的障害特別支援学校では、「生活の自立」を目指し、家庭生活に必要な実的な知識、技能に重きを置いた年間指導計画を立てていた。しかし、家庭科の場合、検定教科書を使用することが難しく、関連した書籍も少ないため、何を参考としたらよいか迷うところであった。また、指導内容や重点の置き方が適切であるかや個々の実態と障害特性を考慮した指導について課題を感じていた。

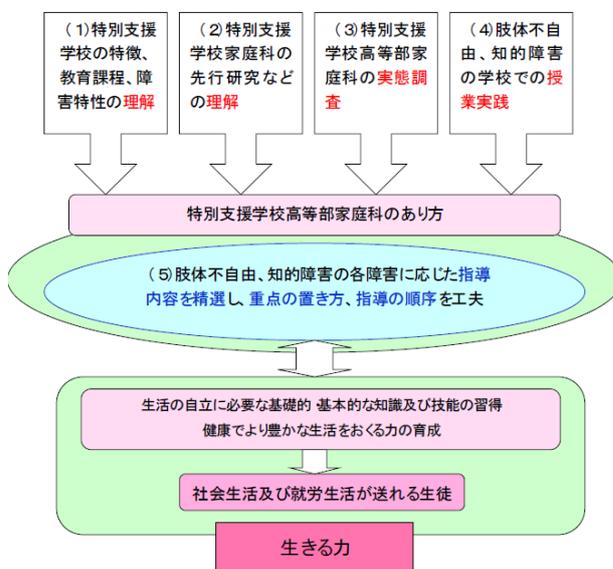
以上のような点を踏まえて、特別支援学校高等部の家庭科について指導内容や指導方法について研究しようと考え、主題を設定した。

## II 研究の目的

知的障害や肢体不自由の各障害に応じた、特別支援学校高等部の家庭科授業の効果的な指導について探る。

## III 研究の内容と方法

研究の内容と方法については、構想図(図表1)に示した通りである。



図表1 研究構想図

## IV 研究の内容

### 1 特別支援学校の教育課程の特徴、障害種による特性の理解

#### (1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校においては、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程が編成される。勤務校では5つの類型(図表2)、授業実践を行った知的障害特別支援学校では3つの類型(図表3)になっている。本研究の対象生徒は知的障害(障害の程度が軽度)の教育課程で家庭科を学習している生徒である。

A	: 高校の教育課程に準ずる教育課程
B	: 高校の教育課程に準ずる教育内容と下学年適用による課程
C	: 知的障害養護学校の教育課程代替(軽度知的障害を伴う)
D	: 知的障害養護学校の教育課程代替(中度知的障害を伴う)
E	: 知的障害養護学校の教育課程代替(重度知的障害を伴う)

図表2 勤務校(肢体不自由)の教育課程

III	: 将来社会自立を目指す教育課程(軽度知的障害を伴う)
II	: 社会自立への基礎づくりを目指す
I	: 身辺自立を図り、日常生活をスムーズにできるようになることを目指す

図表3 授業実践依頼校(知的障害)の教育課程

\*下線部は、研究対象の「家庭科」のある教育課程 授業実践を行う

## (2) 障害特性の理解と指導上の配慮

発達障害の診断やその特性に関する理解が進むとともに、肢体不自由や知的障害のある生徒の指導について認知面における教育的配慮があきらかになってきている。

### ①肢体不自由

身体の動きに不自由さがあり、特別な教育的配慮が必要な生徒と、さらに他の障害を併せ有するために、より一層の学習上の困難を示す生徒がいる。一人一人の障害の状態と発達の状況に応じた指導が必要である。

### ○随伴する障害について

- ・脳性まひのおよそ7割に知的障害があるとされ、その程度は重度から軽度まで様々である。知的障害の原因は、脳損傷によるものと、肢体不自由による経験不足による知能の発達の遅れが考えられる。
- ・てんかんは、約半数近くに認められるという報告もある。
- ・言語障害は、発声・発語器官の運動障害と知的発達の遅れに伴う言語発達の遅滞がある。
- ・視覚障害は、屈曲異常の割合が高く、斜視、眼振も多い。

### ○指導上の配慮の例

- ・動作面の配慮とともに、視覚情報に関する「見えにくさ」や「情報処理の難しさ」など、周囲が気づきにくい認知面の困難に対する配慮が必要な場合もある。家庭科の実習時には、主に上肢操作の困難や片まひ、手首が自由に動かさない等の困難以外にも、認知面の困難が考えられる。例えば、野菜の切り方を示範だけでなく、切り方の段階ごとの写真カードを準備し、その写真と位置関係を照らしながら切ることができるような配慮が必要である。
- ・うまく指示を理解できない場合や、書字に時間がかかる場合があるため配慮を要する。

### ②知的障害

知的障害は、知能機能の著明な低下、適応行動をすることに明らかな難しさがある状態であり、この二つの要件が発達期（18歳未満）に発現するとされている。知的機能とは認知や言語などにかかわる機能であり、その顕著な低下とは知的面で同年齢の子どもの平均水準より明らかに遅れがあることを意味している。適応行動とは、その場の状況に合わせた行動をとることであり、概念的な適応行動（言語理解、文字の読み書き、計算など）、社会的な適応行動（対人関係を築く、約束や規則を守るなど）、実用的な適応行動（日常生活活動、買い物、危険回避など）がそれにあたる。

### ○主な障害の特性

- ・学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活に応用されにくい。
- ・言葉の発達の遅れがみられる。
- ・ものごとを理解したり、身につけることに時間がかかる。
- ・初めてのことや変化が苦手である。
- ・自分で判断することが苦手である。

- ・成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない場合がある。

### ○指導上の配慮の例

- ・抽象的な内容より、実際の・具体的な内容の指導が効果的である。
- ・説明や指示は、言葉だけでなく、身振りや絵などを使うと伝わりやすい。
- ・得意なことや好きなことを増やし、自信を持つことで意欲を持たせる。

## 2 特別支援学校家庭科の先行研究および家庭科教育について

### (1) 先行研究

日本家庭科教育学会誌に、佐藤育代ら（1986）による「養護学校高等部における家庭科教育」という論文があり、以下のような報告がある。

- ・高等部の家庭科は、身辺自立から日常・家庭生活での自立、職業生活への対応など多面的役割を担うであろう。このように高等部の家庭科の存在意義は大きい。
- ・家庭科の内容としては、食物と被服領域を中心に実習に偏る傾向がある。結婚や育児について取りあげているところは少ない。

この後のいくつかの研究論文でも同じような課題が指摘されている。

### (2) 家庭科の目標や学習方法について

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部家庭科の目標は、「明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる」である。そのためには、基礎的な内容を精選するとともに、具体的な活動を設定して主体的に学習に取り組めるようにする必要がある。

例えば小学校の家庭科の目標は、「衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識・技能と家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てること」である。この「実践的・体験的な活動を通して学習する」というところに家庭科の学習方法の特質がある。製作、調理などの実習や観察、調査、実験などの実践的・体験的な活動を通して、実感を伴って理解し、身につけた知識や技能を活用して、身近な生活の課題を解決するための学習や家庭での実践が行われるようにすることを目指している。こうした通常の家科の学習方法は、特別支援学校で学ぶ生徒にとっても有効な学習方法であると考えられる。

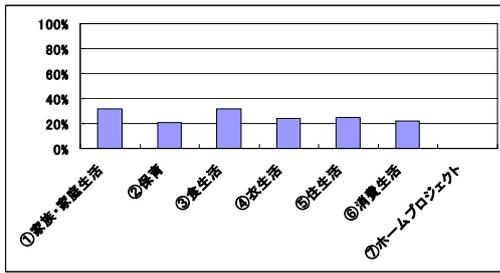
## 3 特別支援学校高等部家庭科教育の実践や取り組みについて

北陸三県の特別支援学校21校と中部地方の知肢併置特別支援学校（H18年度以前に設置）7校の計28校に対し6月から7月にかけてアンケート調査を行った。それぞれ15校と4校の計19校から回答があった。

### ①肢体不自由特別支援学校

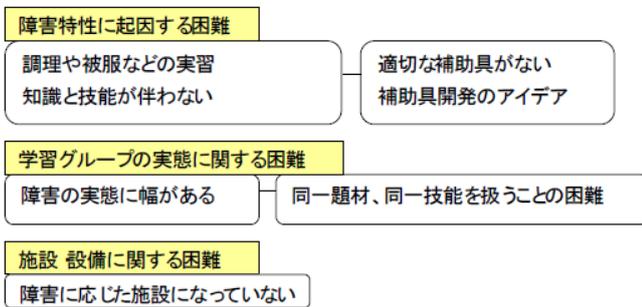
準ずる教育（通常の高等学校家庭科）、下学年適用、知的障害の教育課程が実施されている。特に下学年適用で

学習する生徒は、言語理解力もあり高等学校家庭科の指導内容について、幅広く学習させているようである。(図表4)



図表4 肢体不自由特別支援学校（下学年適用）の指導内容

また、肢体不自由の生徒の指導上の困難については、図表5のような意見があげられていた。



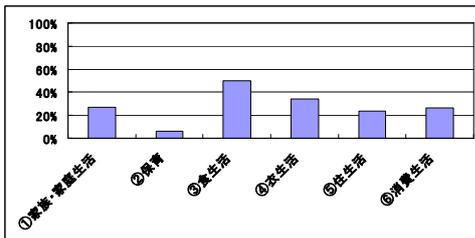
図表5 肢体不自由の指導上の困難について

## ②知的障害特別支援学校

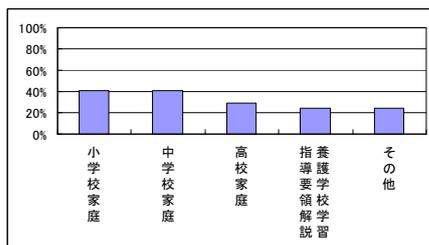
知的障害（障害の程度が軽度）の生徒に対する指導内容は、図表6の通りである。

先行研究でも指摘されているように食生活や被服に関する内容が多く、保育の実施が少ないことがわかった。

年間指導計画を作成する際に参考とするものについては、図表7のようになっており、小学校、中学校の家庭科を参考にしている学校も多く見られる。

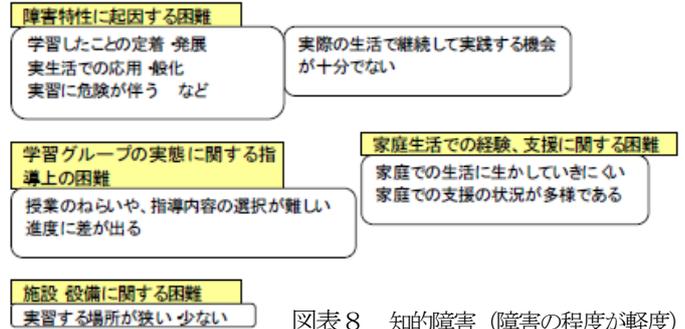


図表6 知的障害（障害の程度が軽度）の生徒に対する指導内容



図表7 年間指導計画を作成する際に参考とするもの

また、指導上の困難については、図表8のような意見があげられていた。

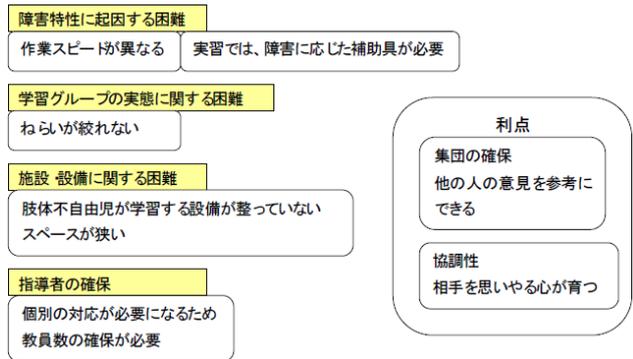


図表8 知的障害（障害の程度が軽度）の生徒の指導上の困難

これらの困難に対しての配慮としては、実生活に結びつきやすいものに内容をしぼり、繰り返し学習することがあげられていた。また、理解しやすい説明の工夫やそのための視覚支援の工夫など、特性に応じた指導を行っていることもわかった。

### ③知肢合同の家庭科授業について

知肢合同の利点と指導上の困難については、図表9のような結果を得た。



図表9 知肢合同の利点と困難について

知肢合同の授業では、知的障害、肢体不自由それぞれの配慮とともに、個人差が大きい生徒の指導や施設設備に関して課題があるが、利点もあることがわかった。

## 4 授業実践

### (1) 目的と方法

肢体不自由特別支援学校と知的障害特別支援学校の生徒を対象に、それぞれの学校で同じ題材、ねらいの授業を行い、各障害に応じた支援のあり方を考える。

### (2) 対象の生徒

Aグループ：肢体不自由と知的障害（軽度）を併せ有する生徒 1年生2名

Bグループ：知的障害（軽度）の生徒3年生11名

### (3) 指導内容

- ・題材名「カレーライスを作ろう」
- ・題材のねらい：値段や鮮度を考えて食品を購入すること、食品の保存と食中毒の予防について知る。
- ・題材計画
  - 必要な材料を選んでみよう（2時間）
  - 買って来た材料を保存してみよう（1時間）

